

令和5年7月28日
住宅局住宅生産課

こどもエコすまい支援事業の予算を約209億円増額します

「こどもエコすまい支援事業」の予算額を209億3500万円増額し、
予算総額1709億3500万円とします。

1. 概要

2050年カーボンニュートラルの実現に向けて住宅の省エネ化を支援する「こどもエコすまい支援事業」について、現在の執行状況を踏まえ、令和4年度補正予算1500億円に加え、令和5年度当初予算の既定経費の活用により209億3500万円を増額し、予算総額を1709億3500万円とします。

2. 予算の執行状況の公表

本事業においては、申請受付開始当初から事業ホームページにおいて予算の執行状況^{*}を公表しております。予算総額に対する補助金申請額の割合は7月27日午前0時時点で約82%ですが、今回の増額に伴い約72%となります。

また、これまで土日祝を除く平日に更新していた予算の執行状況について、今後は土日祝を含む毎日更新を行うこととします。

※こどもエコすまい支援事業 予算に対する補助金申請額の割合 ウェブサイト

<https://kodomo-ecosumai.mlit.go.jp/graph/>

3. 申請受付終了時の取扱い

本事業では、予算上限に達し次第、予約を含む交付申請の受付を終了します。「申請受付終了時の取扱い」の詳細については、別添2を参照ください。

4. 参考資料

(別添1) こどもエコすまい支援事業の概要

(別添2) こどもエコすまい支援事業 申請受付終了時の取扱いについて

(問い合わせ先)

住宅省エネ2023キャンペーン (こどもエコすまい支援事業を含む)

補助事業合同お問い合わせ窓口

0570-200-594 (通話料がかかります) ※IP電話等からのご利用の場合045-330-1340

受付時間 9:00~17:00 (土・日・祝日を含む)

ウェブサイト <https://jutaku-shoene2023.mlit.go.jp/>

国土交通省住宅局住宅生産課 電話: 03-5253-8111 (内線 39471)

1 制度の目的

エネルギー価格高騰の影響を受けやすい子育て世帯・若者夫婦世帯※による高い省エネ性能(ZEHレベル)を有する新築住宅の取得や、住宅の省エネ改修等に対して支援することにより、子育て世帯・若者夫婦世帯等による省エネ投資の下支えを行い、2050年カーボンニュートラルの実現を図る。

※子育て世帯：18歳未満の子を有する世帯 若者夫婦世帯：夫婦のいずれかが39歳以下の世帯

2 補助対象

高い省エネ性能を有する住宅の新築、一定のリフォームが対象(事業者が申請)

※補正予算案閣議決定日(令和4年11月8日)以降に、新築は基礎工事より後の工程の工事に、リフォームはリフォーム工事に着手したものに限る(交付申請までに事業者登録が必要)。

子育て世帯・若者夫婦世帯による住宅の新築

対象住宅	補助額
OZEH住宅 (強化外皮基準かつ再エネを除く一次エネルギー消費量▲20%に適合するもの) ※対象となる住宅の延べ面積は、50㎡以上とする。 ※土砂災害特別警戒区域における住宅は原則除外とする。 ※「立地適正化計画区域内の居住誘導区域外」かつ「災害レッドゾーン(災害危険区域、地すべり防止区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域又は浸水被害防止区域)内」で建設されたもののうち、3戸以上の開発又は1戸若しくは2戸で規模1000㎡超の開発によるもので、都市再生特別措置法に基づき立地を適正なものとするために行われた市町村長の勧告に従わなかった旨の公表に係る住宅は除外とする。	100万円/戸

住宅のリフォーム*

対象工事	補助額
①住宅の省エネ改修 ②住宅の子育て対応改修、バリアフリー改修、空気清浄機能・換気機能付きエアコン設置工事等(①の工事を行った場合に限る。)	リフォーム工事内容に応じて定める額 上限30万円/戸※ ※子育て世帯・若者夫婦世帯は、上限45万円/戸(既存住宅購入を伴う場合は60万円/戸) ※安心R住宅の購入を伴う場合は、上限45万円/戸
※住宅の断熱性能向上のための先進的設備導入促進事業等(経済産業省・環境省)又は高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金(経済産業省)により住宅の省エネ改修を行う場合は、①の工事を行ったものとして②の工事のみでも補助対象とする。	

3 手続き



※1 新築は基礎工事より後の工程の工事への着手、リフォームはリフォーム工事への着手 ※2 完了報告期限までに省エネ住宅の新築工事全体が完了していない場合は、補助金返還の対象

* 住宅の断熱性能向上のための先進的設備導入促進事業等(経済産業省・環境省)及び高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金(経済産業省)とのワンストップ対応を実施

重 要

こどもエコすまい支援事業 申請受付終了時の取扱いについて

2023年3月31日より申請の受付を行っているこどもエコすまい支援事業（以下、「本事業」という）は、補助金申請額*が予算上限(100%)に達し次第、交付申請（予約含む、以下同じ）の受付を終了します。終了時の取扱いについては、以下の通りとします。

※ 交付申請および交付申請の予約が提出された総額(審査中のものも含む)

(1) 申請受付の終了について

補助金申請額が予算上限(100%)に達し次第、交付申請の受付を終了（以下、「受付終了」という）します。受付終了前に、交付申請が受け付けられた場合の留意点を以下に示します。

《交付申請が受け付けられた事業者の方へ》

- 補助金申請額が予算上限に達した時点で、ポータルにおいて交付申請が提出できなくなります。
- 交付申請の予約をした事業者は、予約の有効期限内に交付申請を行ってください。
- 提出した申請内容および書類に不備・不足等がある場合、事務局は訂正期限を設定して不備の訂正を求めます。訂正期限を超過した場合、申請を却下します。
- 受付終了後に、予約の有効期限の超過や、不備訂正期限の超過、その他の事由により、却下された交付申請の予約や交付申請は、再提出ができないため、交付決定を受けることはできません
- 交付決定を受けるためには、2024年1月末日までに全ての不備を解消している必要があります。

(2) 予算執行状況・申請受付の公表について

- 予算執行状況は、本事業（<https://kodomo-ecosumai.mlit.go.jp/>）のホームページ上で、午前0時時点の状況を、その日の午前中に公表しています。（2023年7月28日以降、土日祝日を含む毎日更新）
- 予算上限に達した日時は、本事業のホームページ上で公表を行います。

(3) 住宅省エネ 2023 キャンペーンについて

- 住宅省エネ 2023 キャンペーンはそれぞれの事業ごとに、補助金申請額が予算上限(100%)に達し次第、交付申請の受付を終了することとしています。本事業が受付終了した場合でも、先進的窓リノベ事業および給湯省エネ事業における予算が上限に達していない場合、先進的窓リノベ事業、給湯省エネ事業へは交付申請を行うことができます。
- 本事業の受付終了後においても、先進的窓リノベ事業および給湯省エネ事業における予算が上限に達していない場合、先進的窓リノベ事業と給湯省エネ事業のワンストップ申請を行うことができます。

(4) その他注意事項

- ※ 申請者間の公平を期するため、提出された交付申請において、必要書類の不足・添付間違い等が著しい場合、事務局は受付を却下する場合があります。
- ※ 申請期間の終了間際は、アクセスが集中し、通信が不安定になることがあります。時間に余裕を持って申請を行ってください。事務局は、インターネット回線の切断、混雑、通信業者の業務中断等、事務局の重過失によらない事故等による申請者および第三者の損失に一切責任を負いません。
- ※ 申請期間が終了したことにより生じるいかなる損失についても、国および事務局は一切の責任を負いません。
- ※ 申請状況により、審査に通常より時間を要することがあります。

以上

◆こどもエコすまい支援事業事務局◆

《ホームページ》

<https://kodomo-ecosumai.mlit.go.jp/>

《お問い合わせ》

住宅省エネ 2023 キャンペーン 補助事業合同お問い合わせ窓口

0570-200-594 (IP 電話等の方：045-330-1340)

* 9:00～17:00 / 土・日・祝日含む

* 通話料がかかります